

弥富市総合計画審議会条例

昭和52年7月2日

条例第23号

改正 昭和53年3月25日条例第9号

平成17年4月28日条例第17号

平成18年3月31日条例第48号

平成20年5月23日条例第12号

平成23年6月30日条例第11号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ弥富市の総合計画に関する事項を調査審議させるため、弥富市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、審議会委員として適格であると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年条例第48号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。